

水俣病をめぐる人権



ちゃんと知ってください…



(漫画：桜田幸子さん)

水俣病について正しく学びましょう！

今なお、多くの人々が健康被害に苦しんでいるだけでなく、「水俣」というだけで特別な目で見られ、県外で水俣出身を語れないなど、水俣病被害者、あるいは水俣病発生地域に対する偏見や差別の問題が存在しています。

こうした偏見や差別の解消のためには、水俣病について正しく理解するとともに、被害者の立場に立って考え、行動することが大切です。

水俣病の問題は、被害者、あるいは水俣病発生地域だけの問題ではなく、科学技術や経済的豊かさの恩恵を受けてきた社会全体に関わる問題です。だからこそ、この問題を、自分自身の問題として受け止め、命や健康、環境の大切さを日頃から深く認識するようにしましょう。



水俣病とは？

工場排水中のメチル水銀に汚染された魚介類を、長い間たくさん食べたことが原因となって発生した中毒症のことで、伝染病・遺伝病・風土病ではありません。

主な症状として、両手足の感覚障がいや視覚・聴覚障がい、運動失調等があります。妊娠している母親の体内に入ったメチル水銀が、胎盤を通して胎児へ取り込まれたことにより発症した胎児性水俣病も発生しています。

どんな課題がありますか？

病気や地域に対しての偏見や差別

水俣病の原因がまだはっきりしなかった頃、病気が伝染すると誤解され、患者やその家族は地域の付き合いを断られることもありました。

また、水俣地域は原因企業に経済的に大きく依存していたため、患者やその家族が原因企業と対立するものとして偏見や差別を受けたり、患者が受ける補償金が、中傷やねたみをまねいたりするなど、地域住民の絆が損なわれました。

地域外では、水俣出身であるというだけで結婚や就職を断られる、水俣の産品が売れないなどといった差別が起き、地域全体を苦しめました。

様々な教育・啓発の取組みが進められた現在でも、地域の住民に対する差別発言や中傷電話があるなど、被害者や地域に対する偏見や差別は解消されていません。

どんな取組みが行われていますか？

● 関係する主な条約・法律等

- 水銀に関する水俣条約 [2013]
- 今後の水俣病対策について [環境省通知 2005]
- 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法 [2009制定]

● 熊本県の主な取組み

1 水俣病の正しい理解の促進に向けた教育・啓発

水俣病に関する情報や教訓を発信することにより、水俣病の正しい理解を促進するとともに、発生地域の再生状況等を広く発信することにより、環境を守ることや人権の大切さを伝えていきます。

2 被害者や家族への相談対応・支援体制の充実

被害者やその家族が地域において安心して日常生活が送れ、社会参加が促進されるよう、相談体制の整備等により地域生活を支援するための取組みを進めます。

〔関係する主な取組み〕

水俣に学ぶ肥後っ子教室

県内の全ての公立小学校及び義務教育学校5年生全員を対象に、水俣病への正しい理解を図り、偏見や差別を許さない心情や態度を育むとともに、環境問題への関心を高め、環境保全や環境問題の解決に意欲的に関わろうとする態度や能力を育成することを目的に実施しています。

水俣病に関する情報や教訓の発信

県内小中高等学校や教職員、保護者を対象とした水俣病の啓発事業を実施しています。さらに、リーフレット等の作成・配布、市や町の啓発事業への支援を行っています。また、水銀による環境や健康への被害防止に向け、各国の「水銀に関する水俣条約」批准をはじめとする国際的な取組みが進むよう、研修等を行っています。

相談窓口の設置

水俣病発生地域に居住する住民の健康不安に対応するとともに、地域生活を支援しています。

〔学習・啓発のための施設〕

水俣市立水俣病資料館

水俣病に関する資料の展示や語り部・伝え手による講話などを通して、水俣病の歴史や教訓を伝えています。

環境省水俣病情報センター

水俣病における歴史的・学術資料の収集、国内外への情報発信等において、中核となる役割を果たしています。

熊本県環境センター

環境の現状や環境問題について正しい理解と認識を深め、地球にやさしい行動を促すため、様々な環境問題についての学習指導を行っています。

